

個人住民税の税制改正について

－65歳以上の方を対象に大幅な改正が行われます－

前年の所得に対して課税される個人住民税(市・県民税)の平成18年度から適用される改正についてお知らせします。これからの少子高齢化社会では、これまでの世代間での税負担の格差を縮め、どの世代でも広く公平に、担税力に応じて負担を分かち合う税制が求められています。そのため、平成18年度の税制改正では、老年者控除の廃止など主に65歳以上の方に係る改正が行われ、税負担が大きくなる内容になっています。

◎老年者控除が廃止されました【対象：65歳以上の方】

前年の合計所得金額1,000万円以下の方に適用され、所得から48万円を差し引いていた老年者控除が廃止されました。

平成18年度まで
48万円控除



平成18年度から
廃止

老年者控除が廃止されたことに伴い、老年者控除と重複適用ができなかった寡婦・寡夫控除が65歳以上の方でも、一定要件を満たせば適用されるようになりました。

寡婦・寡夫控除
老年者控除と重複適用不可



寡婦・寡夫控除
65歳以上でも適用可

◎65歳以上の方の非課税措置が廃止されました【対象：65歳以上の方】

65歳以上で前年の合計所得金額125万円以下の方は、個人住民税が非課税とされていましたが、平成18年度からこの非課税措置が廃止されました。ただし、経過措置として、昭和15年1月2日以前に生まれた方で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、18年度は税額の3分の2を、19年度は税額の3分の1を減額する措置がとられます。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
均等割	非課税	3分の2を減額 (課税額1,300円)	3分の1を減額 (課税額2,600円)	全額課税 (課税額4,000円)
所得割	非課税	3分の2を減額	3分の1を減額	全額課税

65歳以上の方でも寡婦・寡夫、障害者控除に該当する場合は、従来どおり合計所得金額が125万円以下であれば非課税となります。

◎公的年金等控除額が変わりました【対象：65歳以上の方】

「公的年金等控除額」とは、年金収入から差し引くことができる金額のことで、差引後の金額が「雑所得」として課税対象となります。65歳以上の方について、この「公的年金等控除額」が、平成18年度から改正され、控除後の所得金額は次のようになりました。

なお、この改正により、年金収入額が変わらなくても所得額が上昇しますので、今まで扶養親族として控除対象であった方が扶養親族として認められなくなる場合もあります。

平成17年度まで		平成18年度から	
公的年金等収入金額(A)	公的年金等所得金額	公的年金等収入金額(A)	公的年金等所得金額
260万円未満	(A)－140万円	330万円未満	(A)－120万円
260万円以上460万円未満	(A)×75%－75万円	330万円以上410万円未満	(A)×75%－37万5千円
460万円以上820万円未満	(A)×85%－121万円	410万円以上770万円未満	(A)×85%－78万5千円
820万円以上	(A)×95%－203万円	770万円以上	(A)×95%－155万5千円

◎妻に対する均等割非課税措置がなくなりました【対象：課税対象の妻】

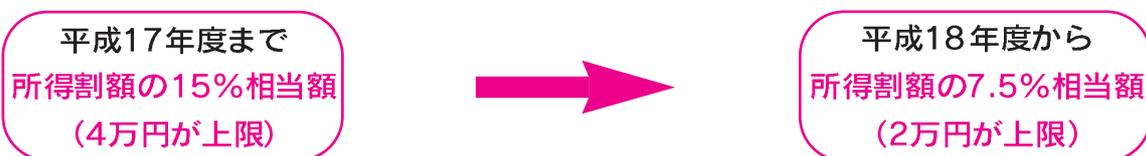
個人住民税の均等割を納める夫と同じ市内で生計を一にしている妻については、平成16年度までは均等割が非課税とされていましたが、平成17年度からこの非課税措置が廃止されました。

経過措置として一定の所得(非課税基準所得額)を超えている場合、平成17年度に2分の1の額(市・県民税合わせて2,000円)が課税されていましたが、平成18年度からは全額(市・県民税合わせて4,000円)が課税されます。



◎定率減税が縮小されました【対象：所得割課税対象者】

平成11年度課税分から景気回復対策として導入されてきた「定率減税」の率が引き下げられ、平成18年度の定率減税率はこれまでの半分にになります。



◎非課税所得額の上限が引き下げられました

■所得割のかからない所得額

前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人は、所得割が非課税となりますが、扶養親族などがある場合の加算額が引き下げられました。

- ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない方 **35万円**
- ・控除対象配偶者及び扶養親族がいる方



■均等割も所得割もかからない所得額(非課税基準所得額)

前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人は、均等割も所得割も非課税となりますが、扶養親族などがある場合の加算額が引き下げられました。(障害者、未成年者、寡婦または寡夫の方で合計所得金額125万円以下の方も非課税となります。)

- ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない方 **28万円**
- ・控除対象配偶者及び扶養親族がいる方



問合せ先 税務課 市民税担当